

金属盗対策法について

熊本県警察

目次

第1部 金属盗対策法の概要

- 金属盗対策法の概要
- 古物営業法施行規則の改正

第2部 金属盗対策法規則の概要

- 特定金属くず買受け業開始の届出
- 本人確認方法
- 本人確認記録の作成及び記録
- 取引記録の作成方法及び記録

第1部 金属盗対策法の概要

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（概要）

背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加

- ・ 令和6年の金属盗の認知件数は**令和2年の約4倍の20,701件**
- ・ 令和6年の金属盗の**被害額は、約140億円**（窃盗全体の約2割）
- ・ 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

法律の概要

1 特定金属くず買受業に係る措置

（令和8年6月1日に施行予定）

特定金属くず（※）の買受けを行う営業を営む者に係る措置

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず

▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）

- ・ 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務

▶ 買受けの相手方の本人確認等

- ・ 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
- ・ 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

▶ 取引記録の作成等

- ・ 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務

▶ 警察官への申告

- ・ 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたとときの警察官への申告義務

▶ その他

- ・ 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

窃取された銅線ケーブル



2 犯行用具規制（令和7年9月1日施行）

- ▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれ大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



3 盗難の防止に関する情報の周知

（令和7年9月1日施行）

- ▶ 金属盗の被害に遭うおそれ大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知



犯行用具規制に係る多言語での周知

一定のケーブルカッター・ボルトクリッパーの 隠匿携帯が禁止されます!

The concealed carrying of certain types of cable cutters and bolt cutters will be prohibited!

令和7年9月1日以降、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行に伴い、業務その他正当な理由なく指定金属切断工具を隠して携帯すること(隠匿携帯)が禁止されます!
From September 1, 2025 when the Act on the Prevention of the Disposal of Stolen Specified Metals comes into effect, the concealed carrying of specific metal-cutting tools will be prohibited if it is not for work purposes or other legitimate grounds.

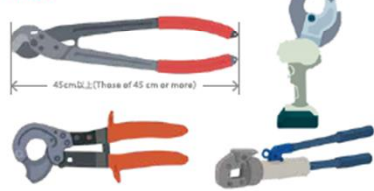
指定金属切断工具の種別と要件

Classifications and conditions for specific metal-cutting tools

ケーブルカッター Cable cutters

長さ45センチメートル以上のもの、ラチェット機構(※回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構)を備えているもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

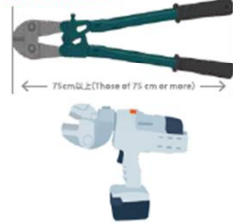
Those of 45 cm or more in length, those with a ratchet mechanism (*mechanisms that rotate the blade body only in a specific direction), those functioning as electrical or hydraulic devices



ボルトクリッパー Bolt cutters

長さ75センチメートル以上のもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

Those of 75 cm or more in length, those functioning as electrical or hydraulic devices



●隠匿携帯とは

自動車のフロアマットの下に置いたり、布で包んだりするなどして、他人の目に触れないような状態で持ち運ぶこと。

●What is "concealed carrying"?

Carrying an item in such a way that it cannot be seen by other people, for example, by placing it beneath the floor mat of a vehicle, or by covering or wrapping it in fabric or a similar material

●正当な理由による携帯と認められる事例

工事のために携帯している場合等。

●Examples of the carrying of tools deemed as being for legitimate grounds

When carrying tools for work purposes, etc.

●罰則

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。

●Penalties

Imprisonment up to one year or a fine of up to 500,000 yen

業務その他正当な理由による携帯であれば問題ありません!
Carrying tools for work purposes or other legitimate grounds is OK!



一定のケーブルカッター・ボルトクリッパーの 隠匿携帯が禁止されます!

ការយកកង្រុកកាត់ខ្សែភ្លើងនិងកង្រុកកាត់ដែកកាត់លាក់ទៅដោយលាក់ចំងងឹតត្រូវហាមឃាត់!

令和7年9月1日以降、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行に伴い、業務その他正当な理由なく指定金属切断工具を隠して携帯すること(隠匿携帯)が禁止されます!

ចាប់ពីថ្ងៃទី១ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ២០២៥តទៅ ការយកមកលាក់កាត់លោហៈ ជាតំលាក់ដោយលាក់ចំងងឹតទៅតាមទម្ងន់ដោយមានមូលហេតុត្រឹមត្រូវ (ការយកដោយលាក់ចំងងឹត) ដូចជាភារកិច្ចការងារសមរម្យគ្រប់គ្រងនឹងត្រូវហាមឃាត់ ដោយអនុវត្តតាម (ច្បាប់អំពីការទប់ស្កាត់ការលាក់និងការទប់ស្កាត់ការលាក់ដោយលាក់ចំងងឹត) ។

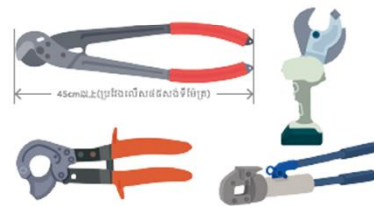
指定金属切断工具の種別と要件

ប្រភេទនិងលក្ខខណ្ឌនៃមករណ៍កាត់លោហៈ ជាតំលាក់

ケーブルカッター កង្រុកកាត់ខ្សែភ្លើង

長さ45センチメートル以上のもの、ラチェット機構(※回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構)を備えているもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

វ៉ុំដែលមានប្រវែងលើសពី៤៥សង់ទីម៉ែត្រ យន្តការរ៉ាតឆេត (វ៉ុំដែលមានមុខដាច់ដល់មុខត្រូវបានប្រតិបត្តិសម្រាប់ប្រតិបត្តិការកាត់លោហៈ) ឬវ៉ុំដែលមានប្រព័ន្ធប្រតិបត្តិការប្រេង



ボルトクリッパー កង្រុកកាត់ដែក

長さ75センチメートル以上のもの、電気装置又は油圧装置を備えているもの。

វ៉ុំដែលមានប្រវែងលើសពី៧៥សង់ទីម៉ែត្រ ឬវ៉ុំដែលមានប្រព័ន្ធប្រតិបត្តិការប្រេង



●隠匿携帯とは

自動車のフロアマットの下に置いたり、布で包んだりするなどして、他人の目に触れないような状態で持ち運ぶこと。

●តើអ្វីជាការយកដោយលាក់ចំងងឹត?

គឺជាការយកទៅក្នុងកន្លែងលាក់ដោយលាក់ចំងងឹត ដូចជាការដាក់ក្រោមម៉ាត់ក្នុងរថយន្ត ឬដោយគ្របដណ្តប់ជាដើម

●正当な理由による携帯と認められる事例

工事のために携帯している場合等。

●ការណ៍ដែលអនុវត្តសណ្តាប់តាមមានហេតុផលសមរម្យ

ក្នុងករណីដែលយកដើម្បីការងារជាដើម។

●罰則

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。

●ការដាក់ទោស

ដាក់ទោសគ្រប់មធ្យម ឬដប់ប្រាំកំនីយុត្តាធិការ៨៥រយ

業務その他正当な理由による携帯であれば問題ありません!
ការយកកាត់ដោយមានមូលហេតុត្រឹមត្រូវដូចជាភារកិច្ចការងារសមរម្យគ្រប់គ្រង ដោយមានមូលហេតុត្រឹមត្រូវ ដោយមានមូលហេតុជាដើម គ្មានបញ្ហាទេ!



古物営業法施行規則の一部を改正する規則（概要）

改正概要

- **古物営業法では、古物商に対して「取引の相手方の本人確認義務」「取引時の帳簿等への記載義務」を課している一方、1万円未満の取引においては当該義務を免除。**
(窃盗犯が危険を犯して古物商に盗品等を処分する蓋然性が低い金額の取引について古物商の負担を軽減)
- **盗難等の被害が多く古物市場への盗品等の流入が多い一部の物品（※）については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しない。**

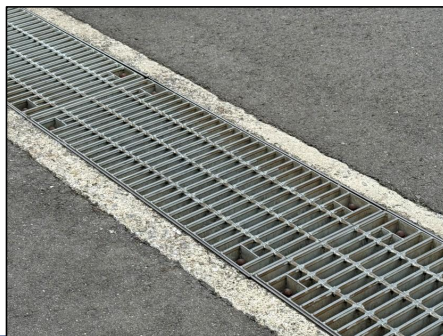
※現行規定上の対象物品 … オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍

金属盗情勢を踏まえ、以下の金属製物品についても、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となるよう規則を改正。

電線



グレーチング
(金属製のものに限る。)



エアコンディショナーの室外ユニット
及び電気温水機器のヒートポンプ

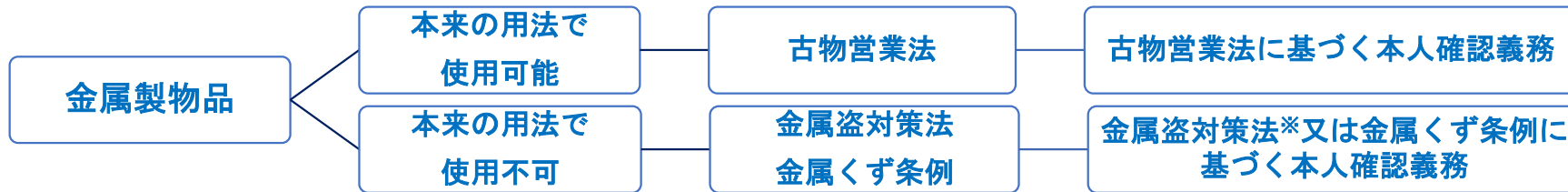


その他（附則関係）

- 施行期日：令和7年10月1日

補足：古物と金属くずとの判断について

判断のフロー



※自治体によって条例が定められている場合もあるので、詳細は都道府県警察に確認いただく必要

⇒古物に当たる室外機等については、現状でも法令上義務付けられている本人確認を行えば足り、現状の運用と変更はない。

⇒金属盗対策法上の本人確認については、古物に該当しない「本来の用法で使用不可」なものについて行う必要がある。

金属くずに当たる
室外機等



第2部 金属盗対策法規則の概要

※原則的な事項を抜粋して御説明

届出の方法について

特定金属くず = 現在は銅のみ

- 特定金属くず買受業の開始、廃止又は届出事項変更の届出

- 特定金属くず買受業の開始の前日まで
- 事業の廃止又は届出事項変更の場合は事由の発生から14日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は20日以内）

に営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会へ届け出を行う必要
（⇒警察署に届出書を提出）

- 届出事項

- 氏名・住所・営業所の所在地・法人の場合は法人の名称・営業所の名称・営業所の電話番号やメールアドレス等の連絡先・特定金属くずの保管場所の所在地

- 添付書類

- 営業所と特定金属くず保管場所の平面図と周囲の簡単な図
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が個人の場合は住民票の写し
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人の場合は定款・登記事項証明書・代表者の住民票の写し



届出書



氏名等の表示方法

- 届出後には、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさかつ書体で、
 - 氏名又は名称
 - 届出をした公安委員会の名称
 - 届出番号を表示する必要
- また、
 - 従業者数が5人以下の場合
 - 特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要がある

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

特定金属くずを買い受ける際の本人確認の概要（自然人）

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類のICチップ情報の送信＋顔写真の送信を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要



特定金属くずを買い受ける際の本人確認（法人）

※代表的なもののみ記載

- 取引の任に当たっている自然人（※）の本人確認に加え、以下の法人の本人確認のいずれかが必要
 - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の提示を受ける方法等
 - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋登記情報の送信を受ける方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
 - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋国税庁法人番号公表サイトで法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
 - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の送付＋転送不要郵便

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※代表者ではなく、実際に取引を行う担当者を想定
具体例は次スライド以降

法人取引における本人確認を行う対象者①

① 特定金属くずが持ち込まれる場合（＝典型的なもの）

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※1）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



※1マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要



買受けを行う事業者



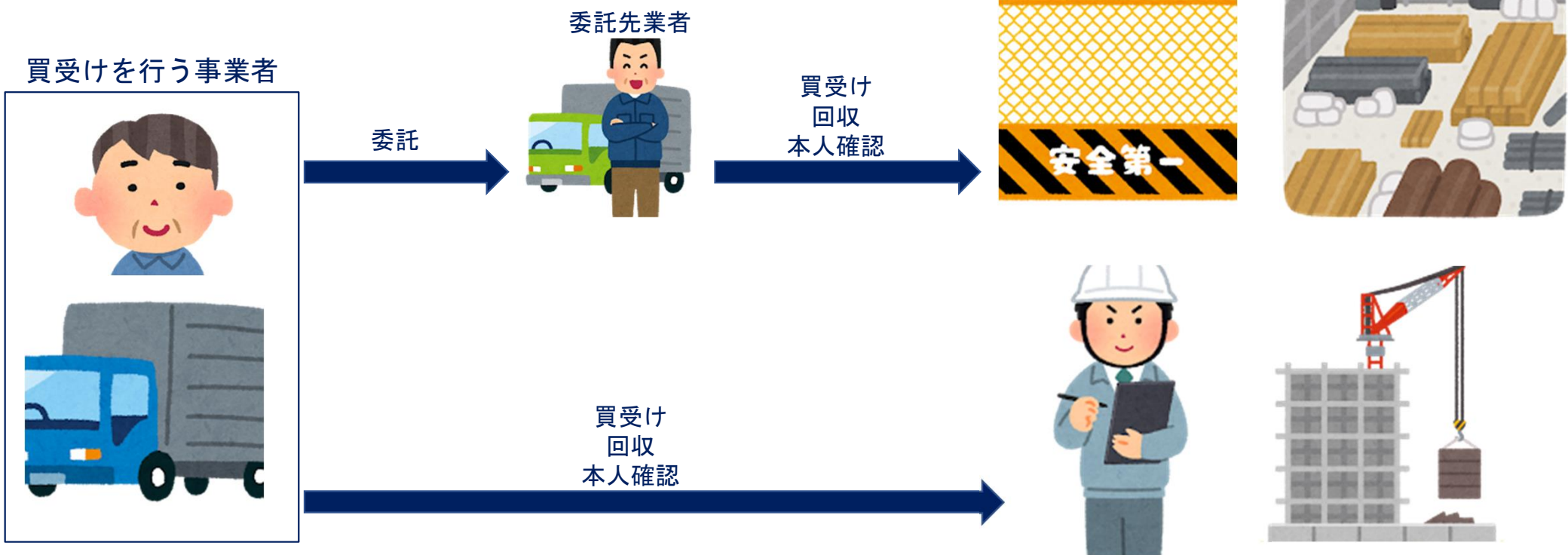
※2持ち込む者が単なる運送業者等でその場での代金の授受を行わない場合、運送業者の本人確認は不要であり、委託元の者の本人確認を別途行う必要。

法人取引における本人確認を行う対象者②

② 特定金属くずを自ら買受けに行く場合（+委託業者を使用する場合）

- ①と同様の本人確認を行う必要
- 委託先の業者に本人確認も委託することも可能（※）

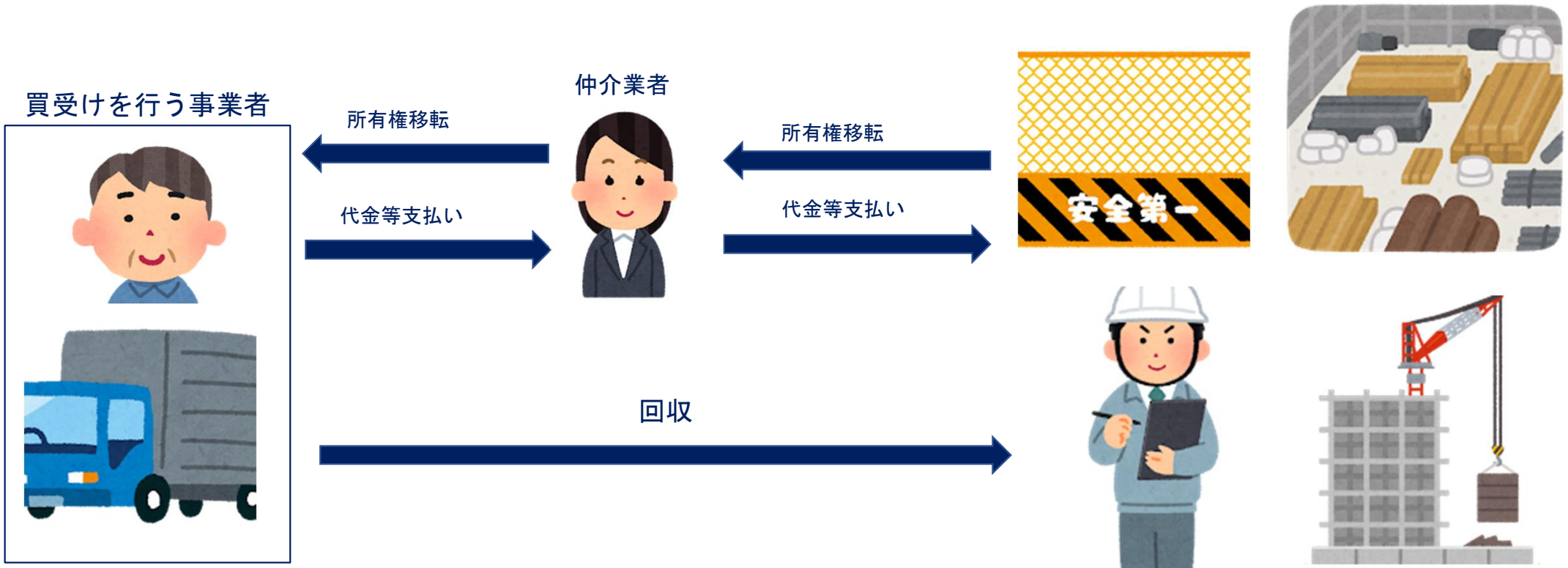
※ 委託は可能だが、代金の授受も行う場合は、その場での本人確認が必須。他方で、代金の授受を行わない委託であれば、代金授受を行うときまでに本人確認を行えば問題ない。



法人取引における本人確認を行う対象者③

③ 特定金属くずを仲介業者を利用して回収する場合（＝所有権移転のみで物は動かない場合）

- ①と同様の本人確認を仲介業者に対して行う必要
- 仲介業者も買受けを行うので買受業者となり、仲介業者による本人確認も必要



本人確認が不要な場合

- 買受けの相手方との2回目以降の取引で、当該代金の支払をその者の口座に振込により行う場合
- 特定金属くず買受け業を営む者が特定金属くずを自ら輸入する場合



本人確認記録の作成方法・記録事項

※代表的なもののみ記載

- 本人確認記録の作成方法
 - 本人確認方法に応じた作成が必要
 - 本人確認書類の提示を受ける場合はその写し
- 本人確認記録の記録事項
 - 本人確認を行った者の氏名
 - 本人確認記録の作成者の氏名
 - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付
(⇒本人確認方法に応じた記録が必要)
※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 本人確認記録の保存方法（保存は3年間）
 - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもPC等に保存することも可能）



取引記録の作成方法・記録事項

※代表的なもののみ記載

- 取引記録の記録事項
 - 買受けの相手方の氏名又は名称
 - 買受けの日付及び時刻
 - 買い受けた特定金属くずの量
 - 買い受けた特定金属くずの価額
 - 代金の支払方法
 - 代金の支払を買受けの相手方の口座への振込みにより行ったときは、口座番号や銀行名等の口座を特定できる事項
 - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付（⇒本人確認方法に応じた記録が必要）
 - ※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 取引記録の保存方法（保存は3年間）
 - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもPC等に保存することも可能）



質疑応答

よくいただく質問

1

問：本人確認制度の導入により、新たなシステムを導入する必要があるのか。

答：ありません。紙の簿冊でも電磁的記録でも保存可能としており、その様式も定めることとはしておりません。

2

問：本人確認書類のコピーをとる必要があるのか。

答：例えば、本人確認書類の提示により本人確認を行った場合には、そのコピーをとる必要があります。電磁的記録として保存することも可能です。

3

問：2回目以降の取引で代金を口座に振り込む場合において本人確認は不要とのことだが、どのように判別するのか。

答：社員証の提示、社名の入ったトラック、顔見知りであるなどの場合には、本人確認を不要としています。

よくいただく質問

4

問：本人確認記録の保存期間は3年とのことだが、「最初に本人確認記録をとったとき」と「最後に取引を行ったとき」のどちらが起算点となるのか。

答：「最後に取引を行ったとき」が起算点になります。

5

問：銅の定義とは。

答：銅の重量又は価額の50%以上を占める場合、銅とみなされます。

6

問：インボイス制度上の特例措置はどのようになるのか。

答：届出を行っていただいた事業者様にとっては、引き続き特例措置の対象となります。これは、法の施行に伴う経過措置期間終了後から適用されます。

7

問：1つの県内に複数の営業所がある場合、1つの営業所のみ届出を行えば足りるのか。

答：営業所ごとにその所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に届出を行っていただく必要があります。ただし、1つの公安委員会に対して同時に2以上の営業所について届出を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか1つの営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出を行うことができます。